

2021年3月26日

会員各位

自動車の廃車等に係る窓口の混雑緩和対策について

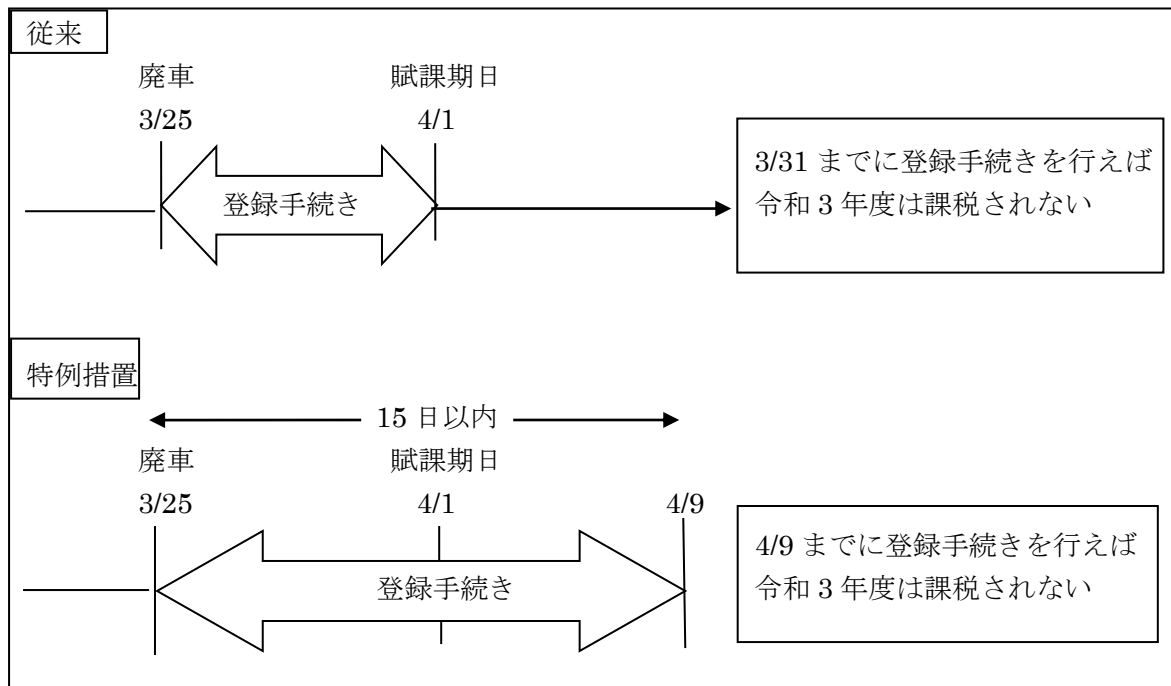
～新型コロナウイルス感染対策防止～

3月16日国土交通省から発表された通知（資料添付）の取り扱いについて、当社においては下記のように対応させていただきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

記

- 1.対象：** 2月・3月開催分で、4月1日～15日に「課税処理の特例」を受けて抹消登録されている車輛。
- 2 対応：** 3月に抹消登録したものとして次の処理をいたします。
 - ・名義変更遅延として扱わない
 - ・現在登録証明取得手数料を免除
 - ・自動車税相当額、軽自動車税相当額を課税処理に応じて清算
- 3.条件：** 落札店からZIPに対して名義変更の写しを提出する際に、特例措置(課税処理の変更)を受けている旨の申告があった場合。

【参考例】3月25日に廃車し永久抹消登録を行う場合



ご不明な点がございましたらジップ事務局までお問い合わせください。

以上